

「諸外国における共通番号制度を活用した行政手続 のワンスオンリーに関する取組等の調査研究」

報告書（概要版）

2022年5月
アクセンチュア株式会社

1. 本書の背景と目的	2
2. 諸外国における共通番号制度	
2.1. オーストラリア	4
2.2. ドイツ	5
2.3. フランス	6
2.4. イギリス	7
2.5. インド	8
2.6. オーストリア	9
2.7. シンガポール	10
2.8. エストニア	11
2.9. スウェーデン	12
2.10. デンマーク	13
2.11. アメリカ	14
2.12. 韓国	15
2.13. 台湾	16
2.14. EU	17
3. 諸外国の共通番号制度の比較	
3.1. 制度の背景等	18
3.2. 共通番号の利用範囲	19
3.3. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する取組における利活用	23
Appendix	24

1. 本書の背景と目的

1.1. 背景・目的

政府の実施するデジタル社会の実現に向けた取組については、デジタル社会形成の司令塔として2021年9月にデジタル庁が発足し、12月24日には、目指すべきデジタル社会の実現に向け政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記した「デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下、「重点計画」という。）」が閣議決定された。

重点計画では、デジタル社会の実現に向けた施策の一つとして、マイナンバー制度の利活用の推進が示されており、マイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目指すとされている。加えて、マイナンバーの社会保障・税・災害対策の分野以外での利用について、2022年度中に、国民の利便性の観点から検討を行い、マイナンバーの利活用推進に向けた制度面の見直しを行うとされている。また、デジタル社会の実現には、公的個人認証の機能を搭載しているマイナンバーカードも欠かせない。重点計画では、マイナンバーカードの利便性の向上、利用の推進等を図り、2022年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すとされている。

一方で、諸外国においても、日本で導入しているマイナンバー制度と同様に、行政手続等において利用することを目的として、国民一人ひとりに割り当てた番号等を用いて、特定の個人を識別するための制度（以下、「共通番号制度」という。）を導入している国が存在する。ただし、各国の制度背景・経緯等の事情から、共通番号制度の利用対象となる事務分野・利用方法、管理の在り方、情報システムの構成等、共通番号制度の活用状況は様々である。

本調査では、諸外国における共通番号制度について調査し、その活用状況や具体的な仕組み、今後の動向等を明らかにするとともに、日本のマイナンバー制度との比較を行うことを目的とする。

1. 本書の背景と目的

1.2. 調査対象

- 下表の14の国・地域を調査対象として、共通番号の利用範囲の観点から、A：行政分野ごとに異なる識別番号を用いて手続を行っている、B：複数の行政分野で共通の識別番号を用いて手続を行っている、C：行政分野のほか、民間分野でも共通の識別番号を用いて手続を行っている、に諸外国を分類した。
- なお、共通番号を「識別」として利用する場合は、行政機関等が、行政手続の処理などの際に、使用する情報が特定の個人の情報であることを同定するために利用することを指し、「認証」として利用する場合は、行政機関等が、国民からのオンライン申請を受付ける際等に、申請者が本人であることを確認するために利用することを指す。

	オーストラリア	ドイツ	フランス	イギリス	インド	オーストリア	シンガポール	エストニア	スウェーデン	デンマーク	アメリカ	韓国	台湾	EU	
基本分類	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	-	
共通番号制度のモデル	セパレートモデル	セパレートモデル	セパレートモデル	フラットモデル	フラットモデル	セクトラルモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	-	
識別	番号等	納税者番号等	税務識別番号等	社会保障番号等	国民保険番号	Aadhaar番号	CRR番号 (ssPIN)	国民登録番号	国民番号	個人識別番号	CPR番号	社会保障番号	住民登録番号	国民身分証統一番号	-
	利用範囲	行政個別分野(税)	行政個別分野(税)	行政個別分野(社会保障)	行政分野(税、社会保障、教育等)	行政分野(税、社会保障)	行政分野(税、社会保障、教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、通信等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行、学校教育)	-
	導入背景	1988年税制改正法を根拠法として、1989年に導入。	2003年に、税務分野に用いられる納税者のIDとして導入。	1941年に、人口動態に係る統計調査及び徴兵の調査のために、導入。	1948年に、社会保障の管理を目的として導入。	2010年に、社会保障給付金・補助金の適切かつ効率的な給付を目的として、導入。	2002年に、従来の住民登録番号に代わり導入され、内務省で一元管理されるようになった。	1948年に、不法移民等を排除する目的で導入。	2000年に、国内機能の整備を進める目的で導入。	1947年に、住民登録を従来の家族単位から個人単位で管理することに伴い導入。	1968年に、「市民登録法」をもとに導入。	1936年に、年金等の社会保障の給付への利用を目的として導入。	1962年に、「住民登録法」をもとに導入。	1969年に、身分証の発行をコンピュータ作業に切り替えるのと併せて、導入。	-
認証	ID等	myGovID	eIDカード	France Connect (France Connect+に移行中)	GOV.UK.Verify	Aadhaar認証	市民カード、Handy-Signatur	SingPass	国民番号カード、Mobile-ID、Smart-ID	BankID	NemID (MitIDに移行中)	my Social Security account、ID.me	I-PIN	自然人証明書	eID
	ツール※	モバイルアプリ	ICカード	-	-	-	ICカード、モバイルアプリ	モバイルアプリ	ICカード、SIMカード、モバイルアプリ	ICカード、モバイルアプリ、USB	モバイルアプリ	-	-	ICカード	ICカード等
	利用範囲	行政分野(税、社会保障、教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険等)	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行、電気・ガス)	行政分野(税、社会保障)	行政分野(税、社会保障等)、民間分野(銀行、通信等)	行政分野(税、社会保障、建築・建設等)、民間分野(銀行、通信)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、安全保障・司法等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行、卸売、小売等)	行政分野(税、社会保障、安全保障、司法等)、民間分野(銀行、保険、通信等)	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行、卸売、小売)	複数の行政、民間分野	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行)	-
Webサイトサービス	myGov	※集約したサイトはなし。	mon.Service-Public.fr	GOV.UK	National Portal of India	oesterreich.gov.at	MyInfo	Eesti.ee	※集約したサイトはなし。	Borger.dk	USA.gov	政府24	我的E政府	-	



2. 諸外国における共通番号制度

2.1. オーストラリア

- オーストラリアでは、行政分野ごとに異なる番号（納税者番号、個人ヘルスケア識別番号等）を用いて行政事務を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、モバイルアプリ（myGovID）を用いた個人認証が利用できるが、2020年よりAUSkeyから移行している段階であり、普及率は1割台と低い。

分基本

- A
- 行政分野ごとに異なる番号（納税者番号、個人ヘルスケア識別番号等）を用いて手続を行っている。
 - 電子的な個人認証の手段としては、モバイルアプリ（myGovID）が使われている。

情基礎

- GDP：1兆3,593億ドル
- 人口：約2,569万人

【共通番号制度とその背景】

- 1985年に、課税逃れや社会保障の不正受給の防止等を目的とした国民背番号の導入や、統一的な身分証（Australia Card）の導入等の提案を含む「連邦税制改革白書案（Reform of the Australian tax system：draft white paper）」を発表し、1986年には、これらの提案内容を含む「オーストラリアカード法案（Australia Card Bill 1986）」を提出した。オーストラリアカード法案では、国民背番号は、課税や社会保障給付等の行政事務で共通的に利用可能であるとされたが、プライバシー保護を優先する国民の声を受けて、1986年にオーストラリアカード法案は廃案となった。
- このような背景もあり、行政分野ごとに異なる個人識別番号が導入され、その番号を用いて手続が行われるに至った。

<納税者番号>

- 納税者の識別を目的に、1988年税制改正法を根拠法として、1989年に導入。

<個人ヘルスケア識別番号>

- 個々の医療機関で保管される患者の既往歴の統一管理を目的に、2010年ヘルスケア識別法を根拠法として、2010年に導入。

【myGovID】

- 従来、国税庁が発行するAUSkeyを用いて、行政手続の簡易化が図られていたが、AUSkeyは一つの端末からしか利用できない等の制約があったため、セキュリティに配慮した上で、パソコンやタブレット等の複数の端末から利用できるmyGovIDが導入され、2020年から移行することとなった。
- 行政分野のみで利用することができ、確定申告等、56種類のサービスにおいて利用可能であるが、myGovID取得時に設定した認証の強度（Basic、Standard、High）に応じて利用可能なサービスの範囲は異なっている。
- 2021年9月時点の取得件数は280万件であり、有資格（15歳以上）人口の約13.0%が取得している。

個人認証に利用されるID

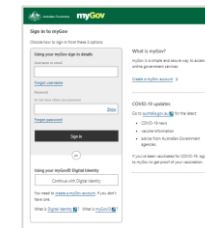
Webサイトサービス・IDカード

【IDカード】

- 物理的又は電子的な本人確認（個人認証）として利用できる、日本のマイナンバーカードに類似するIDカードは、本調査では確認できなかった。

【Webサイトサービス】

- 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、myGovがあり、固有アカウントであるmyGovアカウントや、myGovIDでログイン可能である。
- 税、社会保障、医療保険等の15の政府機関のサービスへアクセスできる他、各種政府機関から送付されるメッセージの確認や、個人情報の変更が可能である。



機関間の情報連携の仕組み

- 行政分野別にそれぞれ異なる個人識別番号が導入されており、その利用範囲はそれぞれの行政分野に閉じる形で限定されているため、現時点においては、行政分野を跨いだシステマティックな情報連携は確認できない。
- 2020年にオーストラリア議会に提出された「データの可用性と透明性に関する法案2020（Data Availability and Transparency Bill 2020）」には、認定機関間に限定して、個人情報・機密情報を含む情報の照会・取得等のデータ共有を可能とすることが盛り込まれている。
- また、データ共有プラットフォーム「Dataplace」を2022年にリリースすることを予定している。

個人情報保護等に関する概況

【プライバシー法】

- 行政機関及び民間企業を対象とした、個人情報保護の中心法である。
- 2014年3月に大幅な改正が施行され、「オーストラリア・プライバシー原則」が導入された。

【オーストラリア情報コミッショナー事務局】

- オーストラリア情報コミッショナー法に基づいて設置された独立行政機関である。
- プライバシー遵守の促進のために、調査やプライバシー保護に係る助言等を行う。

今後の制度変更の見通し

- 2021-2022年の予算案において、ユーザビリティの向上を目指すために、myGovシステムの改善に対して2億10万ドルを投下する見込み。
- 共通番号制度を利用したものではないが、民間企業間での情報連携の動向として、「オープンバンキング」の取組がある。主要4銀行を中心に段階的な導入が計画されており、2020年2月までに預金・取引口座等のデータへ第三者がアクセス可能とすることが目指されているだけでなく、エネルギー・通信業界を含むその他の業界への展開も予定している。

2. 諸外国における共通番号制度

2.2. ドイツ



Federal Republic of Germany

- ドイツでは、行政分野ごとに異なる番号（税務識別番号、医療被保険者番号等）を用いて行政事務を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、ICカード（eIDカード）に格納された電子証明書を用いた個人認証が利用されている。
- 登録現代化法（2021年）の成立により、汎用的な個人識別番号の違憲性を示唆する連邦憲法裁判所の判決（1983年）を踏まえながら、税務識別番号の利用範囲を広げることで、行政事務の効率化や申請等における国民利便性の向上が図られている。

分類本

- A
- 行政分野ごとに異なる番号（税務識別番号、医療被保険者番号等）を用いて手続を行っている。
 - 電子的な個人認証の手段としては、ICカード（eIDカード）に格納された電子証明書が使われている。

基礎情報

- GDP（名目）：3兆8,620億ドル
- 人口：約8,319万人

【共通番号制度とその背景】

- ✓ 1970年代に、行政事務の効率化を目的として、行政分野横断の個人識別番号導入が検討されたが、国民のプライバシー侵害の懸念が大きく、成立に至らなかった。また、1983年に汎用的な個人を識別する番号を利用することは、連邦憲法に違反する可能性を示唆した判決が下された。
- ✓ 上記判決に基づいて、複数の行政分野間で共通する個人を識別する番号（=共通番号）の導入は、違憲であるとする連邦議会の見解もあり、長らく共通番号の検討はされず、2000年代になって、行政分野ごとに異なる個人識別番号が導入され、その番号を用いて行政事務が行われるに至った。

<税務識別番号（納税者番号）>

- 税務分野における納税者の識別を目的に、2003年に導入。

<医療被保険者番号>

- 公的医療保険分野での識別番号として、2003年に導入。

【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- ✓ 分野別の番号ごとに異なる法規定において定められているが、利用範囲は原則として、それぞれの行政分野内に限定されると考えられる。
（例）財政法：税務当局が、業務を遂行するために処理が必要な場合、又は法規定により税務識別番号の処理が明示的に許可又は命令されている場合に処理可能

【eID】

- ✓ 第2次メルケル政権下の電子政府法等の制定等の取組（2009年-2013年）や、eIDAS規則（2014年）等の欧州指令に基づき、2010年以降、ICカード（eIDカード）に格納された電子証明書を使った本人確認（個人認証）が行われている。
- ✓ eIDカードを用いた電子的な個人認証は、行政分野及び民間分野で利用することができ、自身の年金情報の閲覧や、連邦自動車輸送局の運転免許証登録情報の閲覧、銀行における口座開設等、159種類のサービスにおいて利用可能である。

個人認証に利用されるeID

Webサイトサービス・IDカード

【IDカード】

- ✓ 身分証明書として、eIDカードが2010年に導入されており、16歳以上の国民に取得義務がある。ICチップには電子署名（署名用・利用者証明用電子証明書、生体認証）機能を具備している。電子署名機能の付与は任意であるが、有資格人口の50%が当該機能を付与したeIDカードを取得している。
- ✓ 電子健康カードとして、eGKがあり、ICチップには医療被保険者番号が記録されている。医療機関のカードリーダーでeGKを読み込むことで、患者の基本情報が情報システムに取り込まれる。



【Webサイトサービス】

- ✓ 行政サービスをオンラインで提供するサイトを整備中。

機関間の連携の仕組み

- ✓ 行政分野別に異なる個人識別番号が導入されており、その利用範囲はそれぞれの行政分野に閉じる形で限定されているため、現時点においては、行政分野を跨いだシステムティックな情報連携は確認できない。
- ✓ 証明書発行に関する費用削減を目的として、省庁間で所得情報と社会保障関係情報等を連携するELENAシステムが2009年に稼働したが、開発コストとプライバシー権への懸念の声が上がり、2011年に稼働を停止した。
- ✓ 医療分野に閉じた情報連携の仕組みとしては、eGKを用いた「テレマティクス・インフラストラクチャ」がある。

個人情報保護等に関する概況

- ✓ 公的部門と民間部門に分けて個人情報保護に関する規定を設けている。連邦データ保護法が、中心法として位置づけられている。
- ✓ 州によっては、公的部門での個人情報の取り扱いを規定する州法が存在している。また、薬事法や電子健康法等、主に医療分野を中心とした個別法においても個人データ保護に関する法律・規程が存在している。

今後の制度変更の見通し

- 2017年に制定されたオンラインアクセス法で、2022年末までに、行政ポータルサイトを介した行政サービスの電子的提供が義務付けられ、実現に向けた体制整備が行われている。

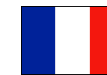
【連邦住民登録法第2次改正法】

- 手続の簡便化等を図るために、全ての公的機関が住民登録のデジタルデータを利用することを目的として、2021年4月に施行された。

【登録現代化法】

- 既存の税務識別番号を活用して、法的根拠又は本人の同意がある場合に公的機関間でのデータ交換を可能とすることや、データ保護の観点からデータコックピットを導入すること等が規定された。

2. 諸外国における共通番号制度



French Republic

2.3. フランス

- フランスでは、行政分野ごとに異なる番号（社会保障番号、税務登録番号等）を用いて行政事務を行っている。
- 電子的な個人認証の手段としては、ある行政機関サイト等のログインID・パスワードを利用して他サイトへのログインを可能とする、France Connectが利用されている。France Connectは、2021年秋に一層のセキュリティ強化が図られ、今後、高いレベルのセキュリティが要求される金融・医療関連のサービス等に利用範囲が拡大される予定である。

分基 類本

- A
- 行政分野ごとに異なる番号（社会保障番号、税務登録番号等）を用いて手続を行っている。
 - 電子的な個人認証の手段としては、オープンIDの仕組みを活用したFrance Connectが使われている。

情基 報礎

- GDP（名目）：2兆7,070億ドル
- 人口：約6,706万人

共通 番号 制度 の 概要

【共通番号制度とその背景】

- 1972年に、SAFARI計画（すでに付番が開始されていた社会保障番号を起点として、個人の情報を集約・管理する計画）の検討が政府内で行われたが、1970年代半ばには反対意見が強くなり、政府は同プロジェクトを撤回した。
- このような背景もあり、行政分野ごとに異なる個人識別番号を用いて手続が行われてきた。

<社会保障番号>

- 人口動態に係る統計調査（国勢調査）及び徴兵の調査に係る全国自然人ID登録簿（RNIPP）における識別番号として、1941年に導入。

<税務登録番号>

- 税申告義務を負っている自然人に対して、税務当局において付番される。

<国民健康識別子>

- 社会保障分野の中でも医療情報に関する識別番号であり、唯一無二性は有しているものの、悉皆性は担保されていない。

【France Connect】

- 「情報社会におけるデジタル共和国構想（RE/SO2007）」が2002年に発表される等、2000年代から電子政府構築に向けた検討が始まり、2012年の政権交代を機に、ICT関連政策の中心がインフラ整備からデジタルサービス振興にシフトされた潮流を踏まえて、2016年にFrance Connectが導入された。France Connectは、オープンIDの仕組みを活用しており、一つのポータルサイトのログインID・パスワードを利用して、他のポータルサイト等への接続を可能としている。
- 行政分野及び民間分野で利用することができ、年金情報の閲覧や車両登録、銀行における口座開設等、900種類以上のサービスにおいて利用可能である。
- 2021年11月時点で、利用者は約3,030万人であり、全人口に対するFrance Connectを利用しているユーザの割合は、約45.2%である。

個人 認証 に 利用 される ID

Web サイト サービス ・ ID カード

【IDカード】

- 電子健康保険カードとして、Vitaleカードが1998年に配布開始されており、フランスで生まれ育った場合、16歳になると自動発行される。医療費の支払い時に提示することで、自己負担額を除いた医療費を被保険者の口座に払い戻すことが可能である。
- また、本人確認に利用できるものとして、国家身分証明書カード（CNIE）があるが、2019年6月に制定されたEU規則2019/1157を踏まえて発行されたカードでは、ICチップに生体認証データが格納されているとともに、偽造防止のための加工が施されている。



【Webサイトサービス】

- 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、mon.Service-Public.fr（MSP）がある。France Connectによるログインが可能であり、2021年9月時点で、日常生活において必要不可欠とされる250の手続のうち85%をオンラインで完結可能である。



機 関 間 の 情 報 連 携 の 仕 組 み

- 紙の出生証明書の偽変造や不正取得等の課題を解決するために、行政機関からの要求に応じて、出生地の自治体からエタ・シヴィル（出生簿）のデータを電子送信するルーティング・プラットフォームという仕組みがある。
- ルーティング・プラットフォームは、パスポートや国家身分証明書の申請等、年間1,200～1,300万件程度利用されている。プライバシー保護の観点から、ルーティング・プラットフォームはデータを中継するだけで、プラットフォーム上にデータは保存されない。

個 人 情 報 保 護 等 に 関 する 概 況

【情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律】

- SAFARI計画を発端に、1970年代に個人の自由が脅かされるという国民の危惧が高まったことから、個人情報の乱用を防止するために、1978年に制定された。
- 併せて、社会保障番号の使用等を監視する、情報処理及び自由に関する国家委員会が設立された。

【デジタル共和国法】

- 個人データ保護を図りつつ、イノベーションの促進等への課題に対処するため、2015年に公布された。

変 更 の 見 通 し 今 後 の 制 度

- 2021年秋頃に、France Connectの改良版であるFrance Connect+ がサービス開始された。France Connect+ では、一層のセキュリティの強化が図られており、より高いレベルのセキュリティが要求される金融関連のサービスや電子書留郵便、医療記録の共有等の医療サービス等、2022年末までに1,300のサービスで利用できるようになる予定である。

2. 諸外国における共通番号制度

2.4. イギリス



United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

- イギリスでは、基本的には行政分野ごとに異なる番号を用いて行政事務を行っているが、国民保険番号は社会保険分野と税務分野において共通的に利用されている。ただし、これは複数の行政分野を所管する一つの官庁（歳入関税庁）に閉じて利用されている形であり、複数の行政機関で同一の識別番号を利用しているわけではない。
- 行政サービス等の利用にあたっては、GOV.UK.Verifyを用いた個人認証が利用できるが、普及率は1割台に低迷しており、新たなデジタルIDの導入を検討している。

基本情報

- 基本的には行政分野ごとに異なる番号を用いて手続が行われているが、国民保険番号は社会保険分野と税務分野において共通的に利用されている。
- 電子的な個人認証の手段としては、GOV.UK Verifyが使われている。

基礎情報

- GDP (名目) : 2兆1,130億ポンド
- 人口 : 約6,708万人

【共通番号制度とその背景】

- 第二次世界大戦中（1939年）に、国民登録法に基づき、身分証明書として利用できるIDカードが導入されたが、1951年のWillcock v. Huckle 事件を契機とした、個人の身元を証明する行為は強制されるべきではないといった、世論の高まりを受け、1953年に国民登録法及びIDカードは廃止された。
- このような背景もあり、行政分野ごとに異なる個人識別番号を用いて手続が行われてきた。

<国民保険番号>

- 社会保険の管理を目的に、1948年に導入。
- 2005年に旧関税消費税庁と旧内国歳入庁が統合され、歳入関税庁が誕生したことで、用途が拡大され、現在は税徴収用の納税者整理番号としても使用される。

<国民医療制度番号>

- 医療記録の管理を目的に、1996年頃に導入。

【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- 行政における個人を識別する番号の利用範囲は、共通的にはデータ保護法で定められているとともに、個別法においても規定されている。
(例) 社会保障管理法：歳入税関庁が、法定疾病手当等に関連して保持する情報について、他の行政官庁がその機能を果たすために、情報提供が可能である旨を規定。

【GOV.UK.Verify】

- 1953年に国民登録法が廃止されて以降、個人の身元を証明する行為は強制されるべきではないという価値観が根付いていたが、2000年代に入り、不法移民等の検出や、国家の安全保障に対する機運が高まったために、2016年にGOV.UK.Verifyを導入。
- 行政分野のみで利用することができ、ユニバーサルクレジットの申請や運転免許証情報の確認等、20種類弱のサービスにおいて利用可能である。
- 2020年10月時点で、アカウントの取得件数は約720万件であり、有資格人口（全人口）の約10.7%にとどまっている。

Webサイトサービス・IDカード

【IDカード】

- 物理的又は電子的な本人確認（個人認証）として利用できる、日本のマイナンバーカードに類似するIDカードは、本調査では確認できなかった。

【Webサイトサービス】

- 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、GOV.UKがある。
- 23の中央省庁及びその他400以上の行政機関の行政サービスを利用することが可能である。



機関間の連携の仕組み

- 基本的には行政分野ごとに異なる番号を用いて手続が行われているため、行政分野が異なる機関間での情報連携は行われておらず、そのための情報システム基盤等も整備されていない。
- 特定の分野内の機関間で情報連携が行われている例としては、NHS Digitalが管理・運営する医療情報連携基盤があり、2万500の医療機関が接続されている。
- 患者の同意に基づき、処方履歴やアレルギー、検査データ・診断画像データ等の患者の簡易医療記録が医療機関間で共有可能である。

個人情報保護等に関する概況

- 公的部門、民間部門に適用されるデータ保護法が、個人情報保護の中心法として位置づけられている。分野別の識別番号を含む個人情報は、統計処理や公益の実現に向けた保存等、目的に沿って取り扱う必要がある旨、規定されている。
- イギリスは、2016年にEUを脱退したが、同年に制定されたEUの一般データ保護規則（GDPR）を踏まえ、データ保護法の改正が行われた。

今後の制度変更の見通し

- GOV.UK.Verifyに代わるデジタルIDの導入を検討中である。GOV.UK.Verifyは、サービス開始当時の計画よりもサービス利用者数が伸び悩んでおり、関係省庁も必ずしも利用に協力的ではないことから、2023年4月にサービスを終了する予定となっている。
- 新しいデジタルIDは、デジタル文化メディアスポーツ省（Department for Digital, Culture, Media and Sport）が主導して、現在開発中である。

共通番号制度の概要

個人認証に利用されたID

2. 諸外国における共通番号制度

2.5. インド



Republic of India

- インドでは、複数の行政分野で共通番号（Aadhaar番号）を用いて行政事務を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、利用者において入力されたAadhaar番号と、Aadhaar番号に紐づけられた生体情報を用いた個人認証が利用されている。
- 2018年9月の最高裁判決において、所得税の申告等の一部の行政手続でAadhaar番号の提供が義務化されたことで、Aadhaar番号は実質的に必須となっており、9割以上の国民が保持している。

分類本

- 複数の行政分野で共通番号（Aadhaar番号）を用いて手続を行っている。
- B • 電子的な個人認証の手段としては、Aadhaar番号に紐づけられた生体情報（指紋や虹彩等）が使われている。

情報基礎

- GDP（名目）：2兆6,230億ドル
- 人口：約13億8,000万人

共通番号制度の概要

【共通番号制度とその背景】

- ✓ 従来、貧困問題への対応としての社会保障給付金や補助金の不正受給や横領等が多発しており、住民管理上の課題があったことを背景として、社会保障給付金・補助金等の適切かつ効率的な給付を主な目的として、個人を識別するAadhaar番号は2010年に導入された。
- ✓ 法的根拠がないまま導入されたが、利用が進むにしたがって個人情報保護への対応が求められるようになったことから、2016年に第一次モディ政権においてAadhaar法が成立した。

<Aadhaar番号>

- 税務や社会保障等をはじめとした複数の行政分野で個人を識別する番号として利用されている。2018年9月の最高裁判決を踏まえて、所得税の申告等の一部の行政手続で、Aadhaar番号の提出が義務化されたことにより、国民生活を送るためには、実質的に必須のものとなっている。
- また、同最高裁判決を踏まえて、2019年7月にAadhaar法が改正され、民間企業は、本人が自主的に許可した場合に限って本人確認としてAadhaar番号を利用できることとなった。
- 2019年時点で、全人口の92.0%に相当する人がAadhaar番号登録を行っている。

【Aadhaar認証】

- ✓ 電子的な個人認証としては、Aadhaar番号に紐づいた生体情報（指紋や虹彩等）を用いた認証が利用されている。Aadhaar番号の登録時には、基本情報となる氏名や生年月日、性別、住所に加えて、生体情報となる顔写真や10指の指紋、両眼の虹彩の登録を必須としているため、Aadhaar番号とこれらの登録情報を照合することによって個人認証が行われる。
- ✓ 税や社会保障領域を含む行政分野や、金融・通信業を中心とした民間分野で利用されており、2020年までに累計400億件ほど利用されている。

個人認証に利用されたID

Webサービス・IDカード

【IDカード】

- ✓ 身分証明書として、Aadhaarカードがあり、Aadhaar番号取得時に、自動的にAadhaarカード（紙のカード）も発行される。



【Webサイトサービス】

- ✓ 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、National Portal of Indiaがある。
- ✓ また、Aadhaar番号を活用した、オープンAPIの集合体として、India Stackがあり、官民間問わず自由に利用可能である。

機能	概要	提供開始年
Aadhaar認証	Aadhaar番号と個人情報を入力して個人認証を行う	2010年
Aadhaar eKYC	電子署名付きの個人情報の提供を受ける	2012年
eSign	デジタル上での署名（電子署名）が可能になる機能	2015年
DigiLocker	電子書類の保管、参照、共有が可能になる機能	2015年
AEPS	Aadhaar番号と生体認証で銀行取引が可能になる機能	2011年
APB	Aadhaar番号に紐付けされた銀行口座に振込できる機能	2011年
UPI	携帯電話端末を用いた即時振込機能	2016年
Data empowerment and Protection Architecture	ある特定の目的のためにデータ利用者とデータを共有することを、当該個人が許可する枠組み。	開発中

連携関係の仕組み

- ✓ 行政機関間や、行政機関と民間企業との間で、Aadhaar番号に紐づいた個人情報の情報連携を行う情報システムは現時点で確認されていない。
- ✓ India Stackでは、機関間の情報連携を促進する将来的な仕組みとしてData Empowerment and Protection Architecture（DEPA）が考案されている。

個人情報保護等に 関する概況

- ✓ 日本における個人情報保護法のような、個人情報の保護に関して包括的に規定した法律は存在せず、行政機関や民間企業の分野ごとに個別に適用される法律や規定がある。
（例）情報技術法

今後の 制度変更 の見通し

- Aadhaar認証に関して、認証方法として「顔認証」を追加すること等が検討されている。

2. 諸外国における共通番号制度

2.6. オーストリア



Republic of Austria

- オーストリアでは、複数の行政分野で共通番号（CRR番号）から生成される符号（ssPIN）を用いて行政事務を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、モバイルアプリ（Handy-Signatur）を用いた個人認証が主に利用されている。
- 行政機関等は、ssPINと紐づいた形で情報を管理（分散管理）しているが、必要に応じてデータ保護委員会を介してssPINの変換を行うことで、他の行政分野で管理されている個人情報を照会・利用している。

分類本

- 複数の行政分野で共通番号（CRR番号）から生成される符号（ssPIN）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証の手段は複数あるが、モバイルアプリ（Handy-Signatur）が主に使われている。

情報基礎

- GDP（名目）：3,793億ユーロ
- 人口：約892万人

共通番号制度の概要

【共通番号制度とその背景】

- 元々、約2,350の自治体が、それぞれ住民登録番号を含む各種の行政データを管理していた。しかし、2001年国勢調査を契機として、中央住民登録簿の整備が検討され、2002年3月より、従来の住民登録番号に代わり、CRR番号を導入し、中央住民登録簿において一元管理されるに至った。

<CRR番号>

- CRR番号の基礎となる中央住民登録簿への登録は義務化されている。
- 個人情報保護の観点から、個人認証や機関間の情報連携を行うに当たり、CRR番号から生成されるSource-PINを更に符号変換したssPINが用いられているが、その利用範囲は26分野と多岐にわたっている。

【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- 主な法規としては、電子政府法や、電子政府セクター範囲設定規則等がある。
- 電子政府法では、「Source-PINはssPINの生成のためにデータ保護委員会のみが用いることが可能である」と規定されている。また、情報連携については、電子政府法において「暗号化したssPINを用いて情報連携が可能である」旨のみを規定し、電子政府セクター範囲設定規則において利用可能な26分野、及び利用可能な事務の例示を行っている。

【Handy-Signatur】

- 電子的な個人認証は、「市民カード機能」を具備する媒体を用いて行われる。媒体はカード等複数あるが、モバイルアプリであるHandy-Signaturが主に利用されている。
- カード媒体・モバイルアプリのいずれであっても、税務査定や年金・児童手当の申請、前科証明書の取得等、行政分野における税・社会領域を中心として利用可能である。また、民間分野においても契約書への署名等、一部利用可能とされている。
- 2021年1月時点で、Handy-Signaturの利用者は、200万人以上とされており、有資格人口に対する利用割合は、約31.1%と、他の認証媒体と比較して高い。

個人認証に利用されるID

IDカード・Webサイトサービス

【IDカード】

- 市民カード機能は、eカードや学生証、A-Trustカード等、様々なカード媒体に具備することが可能である。
- eカードは、オーストリアにおける健康保険証であり、健康保険に加入すると、健康保険会社から郵送される。携行義務はないが、健康サービスを利用する際に提示することが求められる。



【Webサイトサービス】

- 大統領府が管轄している国民向けポータルサイトとして、1997年に開設された、HELP.gv.atがある。
- 2019年に、HELP.gv.atは企業向けポータルサイトusp.gv.at等と統合され、一括で情報を検索できるポータルサイトoesterreich.gv.atとなった。



機関間の情報連携の仕組み

- 行政機関等は、それぞれの行政分野で収集・登録した個人情報をssPINと紐づいた形で管理（分散管理）しており、事務処理等の必要に応じて、データ保護委員会を介してssPINの変換を行うことによって、他の行政分野で管理されている個人情報を照会し、利用している。
- 情報照会の機能は、照会先の行政機関ごとにAPIとして提供されており、情報照会を行う行政機関は利用したい機能呼び出すことで情報連携を行うことができる。

個人情報保護等に関する概況

- 1960年代頃から個人情報保護に関する検討が行われ、1978年には「個人データの保護に関する連邦法律」が制定された。1995年1月にEUに加盟した後は、同年に採択されたデータ保護指令を踏まえて、従来の「個人データの保護に関する連邦法律」をもとに、2000年にデータ保護法を制定した。
- その後、EUにおいて制定された一般データ保護規則を踏まえて、データ保護法は改正され、2017年7月31日に公示された。例えば、特別な配慮を要する個人情報として、宗教や健康データ、生体情報を挙げており、これらを処理するために効果的な措置が講じられている場合のみ取り扱いが許可される旨が規定されている。

今後の制度変更の見通し

- EUのeIDAS規則に準拠した本人確認・電子署名用のデジタルIDとして、「ID Austria」の試行運用を行っている。試行運用は2022年半ばに終了する予定であり、試行運用終了後、全てのオーストリア国民がID Austriaを利用できるようになる見込みである。
- 将来的には、セキュリティや利便性の面から見直しが行われたID Austriaによる電子署名に置き換えることや、民間分野を含む利用範囲の拡大が計画されている。

2. 諸外国における共通番号制度

2.7. シンガポール



Republic of Singapore

- シンガポールでは、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（国民登録番号）を用いて手続を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、モバイルアプリ（SingPass）を用いた個人認証が利用されている。
- 事務処理等の必要に応じて、政府技術庁が主導的に開発・提供しているAPI機能を用いて、情報連携を行っている。API Gateway（APEX）と呼ばれるアクセス管理・監視機能により、新たに情報連携に参加することが認められた機関に対して迅速にサービス提供ができるようにし、情報連携の柔軟性と安全性を実現している。

分類本

- C • 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（国民登録番号）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証の手段としては、モバイルアプリ（SingPass）が使われている。

情報基礎

- GDP（名目）：4,690億シンガポールドル
- 人口：約569万人

共通番号制度の概要

【共通番号制度とその背景】

- ✓ 英国統治下の1948年に、不法移民等を排除する目的で導入された国民登録制度の創設に伴って、共通番号である国民登録番号は導入された。
- ✓ 不正利用に対する罰則規定（国民登録法等）はあったが、利用目的を限定する規定はなく、官民間わず幅広く利用されてきた。2003年までは、国民登録番号の不正利用に関連する犯罪は年間10件を下回っており、いずれも軽微な犯罪にとどまっている。

<国民登録番号>

- 税務、雇用、医療費補助、図書館での図書の貸し出し等、様々な行政分野・民間分野で利用されているが、そこには、これまで国民登録番号の利用範囲を限定せず、行政サービスの向上等に積極的に活用してきた背景があると考えられる。

【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- ✓ 主な法規としては、国民登録法や個人情報保護法、公共セクター（ガバナンス）法等がある。
- ✓ いずれの法律においても、利用範囲や情報連携について、利用可能な機関、事務、個人情報等の詳細が法律相当の法令で規定されているものではないと考えられる。
(例) 公共セクター（ガバナンス）法：「各行政機関長（大臣）の指示の範囲内」で、情報連携が可能である旨、規定

【SingPass】

- ✓ カードリーダーが必要となる点やコスト増大の懸念から、国民登録カードは活用しなかったが、政府機関のサイトごとにばらばらであった認証方法の統一を目的として、2003年にSingPassが導入された。
- ✓ 2021年9月現在で、約460の政府機関・一部民間企業の、約1,700のオンラインサービスで利用することができる。
- ✓ Seniors Go Digitalをはじめとしたキャンペーンを推進することで、2021年3月時点において、有資格人口の約85.8%が取得している。

個人認証に利用されたAPI

Webサイトサービス・IDカード

【IDカード】

- ✓ 身分証明書として、国民登録カードがあり、15歳に到達すると発行される。

【Webサイトサービス】

- ✓ 個人情報の登録・利用を一元化したサービスとして、MyInfoがある。
- ✓ 「個人情報の収納庫」として機能し、必要に応じてMyInfoに登録されている個人情報を使って電子申請等を行うことができる。
- ✓ 行政分野では、234項目のサービスを利用可能であり、税・社会保障分野だけでなく、奨学金の申請や自動車免許の発行・更新申請、被害届の提出等、多岐にわたっている。また、民間分野でも、463項目のサービスを利用可能であり、金融機関における口座情報管理や住宅ローン申請、クレジットカード会社におけるカード情報管理等、幅広く利用可能である。



情報連携の仕組み

- ✓ 行政機関間の情報連携は、Singapore Government Tech Stack（SGTS）により提供される機能を使って行われる。行政機関等は、それぞれの行政分野で収集・登録した個人情報を国民登録番号と紐づいた形で管理（分散管理）しており、事務処理等の必要に応じて、政府技術庁が主導的に開発・提供しているAPI機能を用いて、情報連携を行っている。
- ✓ 将来的には、国民に対して行政機関等における情報連携の承認を求める通知をSingPass上で発出し、国民が情報の共有に同意することで、必要な情報連携が行われる機能を実装予定である。

個人情報保護等に関する概況

【個人情報保護法】

- ✓ センシティブな個人情報は、より高度な保護義務が課せられるとされている。2017年に個人情報保護委員会は国民登録番号がセンシティブな情報に当たると見解を示した。
- ✓ 個人情報の収集は、「サービス提供に必要な合理的な範囲内を超えて市民に対して情報提供を求めてはいけぬ」と規定されている一方で、「市民が自主的に情報を提供する場合、同意とみなし、特定の目的においては他機関へも連携可能」と規定されている。

今後の制度変更の見通し

- 今後デジタルIDであるSingPassの活用をさらに促進していく予定であり、具体的には、2021年中に、デジタルIDにより、オンライン上の、政府・銀行・病院の各種オンラインサービスに接続できるようにし、2022年中にデジタルIDの活用を民間機関含めてさらに広げていく予定である。

2. 諸外国における共通番号制度

2.8. エストニア



Republic of Estonia

- エストニアでは、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（国民番号）を用いて手続を行っている。また、X-Teeと呼ばれるプラットフォームシステムを介して国民番号に紐づいた情報が機関間で連携されている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、ICカード（国民番号カード）に格納された電子証明書を用いた個人認証が主に利用されている。

基
本
類
別

- 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（国民番号）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証の手段は複数あるが、ICカード（国民番号カード）に格納された電子証明書による認証が主に利用されている。

基
礎
情
報

- GDP（名目）：305億ドル
- 人口：約133万人

【共通番号制度とその背景】

- ✓ 1991年に旧ソビエト連邦から独立を回復した後、国家機能の整備を進める過程で、住民管理のために施行された人口登録法（2000年）に基づき、国民番号が導入された。
- ✓ 電子国家の取組も積極的に行われ、1996年には学校でのコンピュータ教育が、同じく1996年に民間企業によるインターネットバンキングサービスが、2000年にはオンライン税務申告サービスが開始された。

<国民番号>

- 導入当初より幅広い行政分野及び民間分野で利用することが想定されており、2001年には、国民番号に紐づいた情報の連携プラットフォームであるX-Road（現在はX-Teeと呼ばれる）が導入されたことで、官民間問わず様々な機関間で国民番号に紐づいた情報がやり取りされ、種々のサービスに利用されるようになった。
- 利用に関しては、人口登録法に基づき「公務を遂行するための州及び地方政府機関、ならびに法務又は自然人」だけでなく、「正当な利益を有する自然人及び法人」も、国民番号が登録されている人口登録簿へのアクセスが許可されており、税務、社会保障、選挙等の幅広い行政分野だけでなく、民間分野でも幅広く利用されている。

共
通
番
号
制
度
の
概
要

利
用
さ
れ
る
個
人
認
証
に
関
する
概
況

- ✓ 電子的な個人認証の手段は複数あり、ICカード（国民番号カード）に格納された電子証明書を使った認証と、モバイル端末で利用するSIMカード（Mobile-ID）に格納された電子証明書を使った認証、モバイルアプリ（Smart-ID）による認証がある。

【国民番号カード（eIDカード）】

- ✓ 行政分野及び民間分野で利用することができ、行政分野では結婚・離婚関係を除くほぼ全てのサービスで利用可能である。また、民間分野では、インターネットバンキングにおける認証や、電力会社のアカウントログイン認証、大学における学生ポータルへのログイン認証等に利用されている。

Web
サイト
サー
ビス

【IDカード】

- ✓ 国民番号が記載されたICカードとして、国民番号カード（eIDカード）があり、15歳以上の全国民が取得対象となっている。

【Webサイトサービス】

- ✓ 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、Eesti.eeがある。
- ✓ 自分自身の登録情報が閲覧できるほか、住民登録申請、出生届、年金・各種手当の申請等ライフイベントに応じたデジタル行政サービスが利用できる。



情
報
連
携
の
仕
組
み

- ✓ 2001年に導入された、X-Teeと呼ばれる情報連携用のプラットフォームシステムを介して国民番号に紐づいた情報が機関間で連携されている。X-Teeへの接続機関は官民で900以上、民間事業者等の間接的なユーザは5万2,000存在するとされている。
- ✓ 連携に当たっては、全ての送信データに電子署名を付与し暗号化する等により、セキュリティを確保している。

個
人
情
報
保
護
等
に
関
する
概
況

【個人データ保護法】

- ✓ 2007年に制定された個人データの処理に当たった条件等を規定した法律である。
- ✓ EUにおいて一般データ保護規則が2016年4月に制定されると、それに準拠する形で、個人データ保護法も2019年に改正された。

今
後
の
制
度
変
更
の
見
通
し

- 新型コロナウイルスの蔓延に伴う感染症対応等をより円滑に行うために、2021年から2023年までの政府計画においては、主要な州における行政手続を行うことを可能とする、市民向けのモバイルアプリを作成することが盛り込まれている。
- これらを踏まえて、Smart-IDを含む、モバイル端末を用いた行政改革が推進される見込みである。

2. 諸外国における共通番号制度



Kingdom of Sweden

2.9. スウェーデン

- スウェーデンでは、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（個人識別番号）を用いて手続を行っている。背景として、制度創設から長い歴史があり、国家による個人情報の管理等に対する国民の懸念が小さいことが考えられる。
- 行政サービス等の利用にあたっては、モバイルアプリ等（BankID）を用いた個人認証が主に利用されている。

分類

- C
- 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（個人識別番号（PIN））を用いて手続を行っている。
 - 電子的な個人認証の手段としては、モバイルアプリ等（BankID）が主に使われている。

情報

- GDP：5,511億ドル
- 人口：約1,022万人

共通番号制度の概要

- 【共通番号制度とその背景】
- スウェーデンにおける住民登録制度の歴史は古く、1686年には教会区ごとの住民記録管理に関する統一規則が制定されていた。1947年には、統一的な個人認証番号として、個人識別番号が導入され、従来の世帯単位から個人単位での管理となるとともに国民に対して悉皆的に付番されるようになった。1966年には、記録管理のコンピュータ化が開始され、1991年には住民登録事務の所管が教会から国税庁に移管され、現在に至っている。
 - 個人識別番号の広い利用範囲の背景には、住民管理制度の長い歴史があり、国家による個人情報管理に対する国民の懸念が小さいことが考えられる。

<個人識別番号>

- 行政分野及び民間分野で広く利用されており、行政事務等が適法に行われる範囲内であれば、個人識別番号の利用に制限は設けられていない。

- 電子的な個人認証の方法として民間企業が提供するデジタルIDが複数導入されているが、金融企業コンソーシアムが提供するBankIDが最も普及している。
- BankIDによる個人認証にも、ICカード（国民IDカード等）に格納された電子証明書を用いる方法と、モバイルアプリによる方法があるが、モバイルアプリとしての利用が主である。

【BankID】

- 金融企業コンソーシアムが設立した「Finansiell ID-Teknik BID AB」により開発され、2003年に利用が開始された。BankIDで作成された電子署名は物理的な署名と同等の法的拘束力を有するものとされている。
- 行政分野及び民間分野で利用することができ、行政分野においては確定申告、各種行政手続、病院関連の手続等、税・社会保障領域で活用されている。また、民間分野においては、銀行取引、決済サービス、電子商取引、ポイントサービス等、金融領域での活用が中心となっている。
- 普及率は人口の80%程度（約820万人）であり、年間の利用件数は約50億件（2020年）程度である。

個人認証に利用されるID

Webサイトサービス
IDカード

【IDカード】

- 個人識別番号に紐づくカードとして、2009年から国税庁にて発行している国民IDカード等があるが、取得義務は設けられていないことから、2019年末時点で発行率は約20%である。



【Webサイトサービス】

- 行政の窓口となるポータルサイトは本調査において確認はできなかったが、行政と民間で連携してワンズオンリーを実現している事例として、住所変更サイト「Addressändring」等がある。
- 変更された住所情報は、国税庁が所管する住民登録はもとより、各行政機関や郵便局、希望があれば銀行等の民間企業にも変更情報が送付され、住所情報が自動的に変更される。



情報連携の仕組み

- 個人識別番号に紐づいた個人情報は「Navet」と呼ばれる行政機関間のネットワークを通じて情報連携される。行政機関は、住民登録法（1991年）等に基づき、国税庁が所管する住民登録データベースに個人情報を提供する義務を負っており、提供されたデータは個人識別番号に紐づいて登録・管理されている。
- 住民登録データベースに格納されている個人情報については、条件付きで民間企業にも提供されている。この仕組みの運用を担っているのが、国税庁が所管する「SPAR（Statens person address register）」であり、SPARもNavetに接続されている。

個人情報保護等に関する概況

【個人情報保護法（個人データ法）】

- 個人識別番号に紐づく個人情報がコンピュータで管理されるようになった1960年代後半より、個人のプライバシーの問題や情報公開に関する規制について政府での検討が始まった。この検討を踏まえて、「個人情報保護法」の前身にあたる「情報保護法」が1973年に制定された。
- 「情報保護法」は1980年代も何度か改正されたが、1995年にEUで採択されたデータ保護指令に準拠するため、これを廃止して新たな「個人情報保護法」が1998年に制定され、現在に至っている。

今後の制度変更の見通し

- 2017年のデジタル戦略レポートにおいて、個人が電子身分証明書を安全かつ簡単に入手できるようにすること、ユーザ中心の行政サービスを強化すること、企業がデジタルIDを簡単に導入して使用できるようにすることが、重要課題であると指摘されている。
- また、2025年に向けたeHealth強化策「eHealth 2025」の2020年次報告書では80歳以上の高齢者におけるBankIDの保有率が38.6%しかないことが、eHealth実現に当たった課題となることが指摘されており、今後、高齢者層への普及策等が検討されていくと考えられる。

2. 諸外国における共通番号制度



2.10. デンマーク

- デンマークでは、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（CPR番号）を用いて手続を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、モバイルアプリ（NemID）を用いた個人認証が利用されている。
- 「基本データプログラム」を通じて整備された情報基盤（ベースレジストリ）、及びデータディストリビュータと呼ばれる情報システムによって、行政機関間等での情報連携を実現しており、格納情報の機密性に応じてアクセス要件が分けられる等、安全性に配慮した仕組みを整備している。

分類本

- C • 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（CPR番号）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証の手段としては、モバイルアプリ（NemID）が使われている。

基礎情報

- GDP（名目）：3,509億ドル
- 人口：約581万人

【共通番号制度とその背景】

- ✓ 第一次世界大戦後の配給制度の管理徹底等を背景に、国民登録制度は1924年に開始された。制度創設当初は、地方自治体によって市民の名前や住所、家族構成等の記録が登録・管理されていたが、1968年には「市民登録法」が制定され、全ての国民を一元的に管理する市民登録システムの導入に伴って、CPR番号の付番が開始された。

<CPR番号>

- 当初の利用範囲は税務領域が中心であったが、1970年以降、各領域における電子化の潮流に乗って、医療・健康分野、市民生活全般に関わる行政サービスや、銀行等の公共性の高い民間企業へとCPR番号の利用が広がった。
- 利用範囲の拡大が実現した背景には、福祉国家としての行政サービスの充実においてCPR番号を活用することの合理性と、政府への高い信頼があったと考えられる。

【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- ✓ 主な法規としては、個人情報保護法や、データ保護法、市民登録法、公共部門情報の再利用に関する法律等がある。
- ✓ 個人情報保護法において、一部制限を設けているものの、利用可能な機関や事務等について限定的に制限されているわけではない。
(例) 個人情報保護法：CPR番号について「法令で許可され、かつ、市民から同意を取得している場合、又は統計等、限定された目的においてのみ処理可能である旨、規定

【NemID】

- ✓ インターネットの台頭（1990年代）に伴って、オンライン上で行う手続において安全に個人を証明する手法が求められたことから、前身となるDanIDが2003年に導入された。その後、利便性に対する課題が指摘されたことから、2010年にNemIDが導入された。
- ✓ 行政分野及び民間分野で利用することができ、行政分野においては税・社会保障領域だけでなく、運転免許の更新や被害届の提出等で利用可能である。また、民間分野においては金融領域（銀行・保険）をはじめ、通信業や小売業等で活用されている。
- ✓ 取得自体は任意であるが、実態では生活上必須となることから、普及率は約95.5%。

個人認証に利用されるID

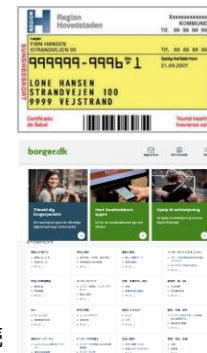
Webサイトサービス・IDカード

【IDカード】

- ✓ CPR番号が記載されたカードとして、健康カードがあり、診療所では、本カードを読み込んで受付が行われる。

【Webサイトサービス】

- ✓ 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、2007年1月に運用が開始されたBorger.dkがある。提供されているサービス数は2,000種類を超えている。また、利用者の満足度は91%、信頼度は92%となっており、国民に利用が浸透しているものと考えられる。
- ✓ また、企業向けの同位置付けのサイトとして、2003年9月に運用が開始されたVir.k.dkがあり、1,000種類以上の行政手続の電子申請が可能である。



情報連携の仕組み

- ✓ デジタルガバメント戦略の一環として推進された「基本データプログラム」を通じて整備された情報基盤（ベースレジストリ）、及びデータディストリビュータと呼ばれる情報システムによって、行政機関間及び民間機関等での情報連携を実現している。
- ✓ ベースレジストリには、地図や不動産、企業情報等に加えて、共通番号と紐づいた個人情報も含まれており、これらの情報はデータディストリビュータに即時複製される。行政機関及び民間機関等は、データディストリビュータにアクセスすることで事務に必要な情報を取得することが可能となっている。
- ✓ 格納情報の機密性に応じて、アクセスのために必要な要件が分けられており、共通番号と紐づいた個人情報の閲覧・取得のためには所管部署の承認が必要となる。

個人情報保護等に関する概況

【個人情報保護法】

- ✓ 個人情報保護に関する欧州指令95/46/ECに基づき、2000年に制定された。

【データ保護法】

- ✓ EUの一般データ保護規則（GDPR）に準拠するために、2018年に制定された。
- ✓ 「個人情報保護法」に対してGDPRの内容を補足する形で、現在のデンマークにおけるデータ保護に向けた取り扱い全般について規定しているものとして位置づけられている。

今後の制度変更の見通し

- NemIDに替わって、eIDAS規則に準拠する「MitID」を導入予定である。
- 市民ポータルは、今後2024年までに個人に必要なサービスや情報、手続の進行状況や期限の表示等の機能を追加することが予定されている。

2. 諸外国における共通番号制度

2.11. アメリカ



- アメリカでは、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（社会保障番号）を用いて手続を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、my Social Security accountやID.meを用いた電子的な個人認証が利用されている。
- 1960年代以降、個人情報の流出やなりすまし等の犯罪が社会問題化しており、現在でも個人情報保護に向けた法改正等が行われている。

分類

- 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（社会保障番号）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証の手段としては、my Social Security accountやID.meが使われている。

情報

- GDP（実質）：18兆4,230億ドル
- 人口：約3億3,006万人

【共通番号制度とその背景】

- ✓ 1929年の株価暴落に端を発する世界恐慌の中、ニューディール社会保障計画の一環として、1936年に社会保障番号が導入された。

<社会保障番号>

- 当初は、社会保障分野での利用を目的として導入されたが、1960年代以降、段階的に利用範囲が拡大され、運転免許や自動車登録等の行政分野や民間分野においても利用されるようになった。
- 一方で、多くの分野で社会保障番号が収集されたことに付随して、1960年代以降、個人情報の流出やなりすまし等の犯罪が社会問題化した。こうした背景もあり、2020年の政権公約にてプライバシー保護が重点分野として掲げられ、2021年には社会保障番号を対象に含む連邦データプライバシー法案が提出される等、個人情報保護に向けた動きは継続している。
- 取得自体は任意であるものの、社会生活の幅広い場面で提示を要求されてきたことから、2008年12月時点において、4億5,000万人以上に対して発行されている。

【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- ✓ 主な法規としては、社会保障法や、プライバシー法等がある。
- ✓ 社会保障法では、社会保障番号について「税・公的扶助・運転免許・自動車登録に係るあらゆる手続において、いずれの州も利用可能である」と規定されている。また、情報連携については、プライバシー法において、「規則や法律で規定されている場合を除いて原則として禁止する」旨が規定されており、法律上の制限を設けている。

【my Social Security account】

- ✓ オンライン上で国民が自己情報を閲覧し、手続が完結できるよう、2013年に導入。
- ✓ 18歳以上人口の約23.5%がアカウントを取得している。

【ID.me】

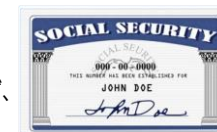
- ✓ 民間企業が提供しており、2016年以降、一部の政府サイトへのログインで利用可能。
- ✓ ユーザ数は約3,900万人であり、全人口の約11.8%が利用。

個人認証に利用されるID

Webサイトサービス・IDカード

【IDカード】

- ✓ 社会保障番号が記載されているカードとしては、社会保障番号カード（SSNカード）が挙げられるが、ICカード化はされておらず、発行形態は紙である。



【Webサイトサービス】

- ✓ 各政府機関において、サービスごとに情報を集約したポータルサイトを開設しているが、電子行政サービスを提供する上で、中心的な役割を担っているものが、USA.govである。
- ✓ USA.govでは、各政府機関の問い合わせ先や社会保障サービスの案内等、多岐に渡る情報をトピックごとに案内しており、必要に応じて各政府機関のポータルサイトを参照している。



情報連携の仕組み

- ✓ 社会保障番号をキーとした情報連携は、国民の所得情報や納税情報の連携等を中心に幅広く実施されており、利用するにあたっては、所定のリクエストフォームを電子メールで送付し、社会保障局による審査後、社会保障局と契約を結ぶ必要がある。
- ✓ 関係機関においても社会保障番号を保有しており、データ管理に当たってのキー情報としていたことから、情報連携に当たって社会保障番号の変換等は実施していない。

個人情報保護等に関する概況

- ✓ 連邦法においては、包括的な個人情報保護法はなく、行政・民間分野ごとに個別法が定められている。また、カリフォルニア州のように、個人情報保護に係る法律が制定されている例がある。

【プライバシー法】

- ✓ 1974年に制定された、行政分野における個人情報保護の中心法であるが、民間分野での適用はされていない。
- ✓ 社会保障番号の提示を拒否された場合の取り扱いや、提供を求める場合の措置を規定。

【社会保障番号機密法】

- ✓ 政府機関が発行する小切手等における社会保障番号の取り扱いを規定。

【社会保障法】

- ✓ 社会保障番号を収集・保有する際の機密保持を規定。

今後の制度変更の見通し

- 社会保障番号以外を用いた個人認証システムを構築する必要性が高まる中で、「デジタルID法の改善2021法案」が、2021年6月に議会に提出され、この法案をもとに、行政・民間分野で相互運用可能なデジタルIDの検証に向けて、検証方法や仕組みの検討を行うタスクフォースの設立等を予定している。

2. 諸外国における共通番号制度

2.12. 韓国



- 韓国では、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（住民登録番号）を用いて手続を行っている。また、住民登録番号を用いた情報連携の仕組みである公共情報共有システムによって、官民で需要が高い一部の情報の共同利用が行われている。
- 行政サービスの利用にあたってはファイル形式のPKI公認証書、民間サービスの利用にあたってはI-PINを用いた個人認証が利用されている。

分類本

- C 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（住民登録番号）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証の手段としては、行政分野ではファイル形式のPKI公認証書（電子証明書）、民間分野ではI-PINが主に使われている。

情報基礎

- GDP（名目）：1兆6,463億ドル
- 人口：約5,178万人

【共通番号制度とその背景】

- ✓ 住民登録番号は、1962年より、当初は希望者のみを対象として、付番が開始されたが、1968年の青瓦台襲撃未遂事件等をきっかけに、住民管理を徹底する等の目的で、全国民を対象に、悉皆的に付番されるようになった。

<住民登録番号>

- 1991年以降、住民登録番号は官民の電子サービスにおける社会インフラとして変貌していき、現在、行政分野では、税領域や社会保障領域、教育領域だけでなく、運転免許証やパスポートの発行、選挙、統計調査等において利用されている。
- 従来、民間分野でも本人確認の手段として幅広く利用されていたが、住民登録番号の盗用によるなりすまし事件が数多く発生したため、2014年の個人情報保護法改正以降は、法律が特に認めた場合（金融・教育領域）を除き、民間企業による住民登録番号の収集・利用は、原則として禁止された。

【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- ✓ 主な法規としては、個人情報保護法や電子政府法、住民登録法等がある。
- ✓ 個人情報保護法では、住民登録番号等について「法律や各種規則で許可される場合や、生命・身体・財産の利益のために明らかに必要と認められる場合に処理可能」と規定。また、情報連携については、電子政府法において、連携できる個人情報や機関の概要を規定しているが、詳細については政令相当の電子政府法施行令で定めている。

- ✓ オンライン行政サービスにおいては、ファイル形式のPKI公認証書（電子証明書）による認証が主に利用されているが、民間のオンラインサービスにおいては、I-PINを用いた認証が主に利用されている。

【I-PIN】

- ✓ 住民登録番号に代わって本人確認を行う手段として、2006年に導入された。
- ✓ I-PINによる認証は知識認証であり、セキュリティレベルが低い等の理由により、税金関係手続やインターネットバンキングでの利用は不可とされている。主には、ECサイトへのログインや新聞の購読申込み、資格証明書の取得等、小売業や教育領域で活用されている。
- ✓ 2014年時点で、全人口に対するI-PINの発行割合は約38.1%。

Webサイトサービス・IDカード

【IDカード】

- ✓ 政府や公的機関が発行する殆どの証明証に住民登録番号が記載されている。
- ✓ そのうち、住民登録証は、17歳以上に取得義務がある。

【Webサイトサービス】

- ✓ 様々なサービスを統合したワンストップポータルとして、2017年にサービスが開始された「政府24」がある。前身は、2010年に開設された「民願24」である。
- ✓ 転入届や住民票、納税・所得証明、予防接種証明等、約1,300種類の申請・証明書の発行が可能であり、国民の満足度・認知度は90%を超えている。



情報連携の仕組み

- ✓ 行政機関等が住民登録番号に紐づく個人情報を連携し、相互に閲覧できるシステムとして、「公共情報共有システム」がある。
- ✓ 2006年に、70種類の情報を対象として連携を開始したが、徐々に連携対象となる情報や機関が拡大していき、現在は、住民登録を含む148種類の情報が、公的機関及び金融・教育機関等、法令で認められた民間企業、計627の機関間で連携されている。
- ✓ 連携される情報には、税・社会保障に関するものだけではなく、運転免許や学校の卒業証明書、国家技術資格等の資格情報を含んでいる。

個人情報保護等に関する概況

- ✓ 個人情報保護に関連する法規としては、個人情報保護法や情報通信網法、信用情報法等があるが、個人情報保護法が住民登録番号を含む個人情報の保護に関する一般法として位置付けられている。

【個人情報保護法】

- ✓ 2000年代から住民登録番号の盗用によるなりすまし事件等が数多く発生したことから、2011年に制定された。
- ✓ 業務目的で個人情報を扱う公共機関や法人、個人等、全ての者に対して適用される。
- ✓ 2014年の改正を含み、現在に至るまで数多くの改正が行われてきた。

今後の制度変更の見通し

- 2019年10月に発表した「デジタル政府革新推進計画」において、偽造や変造、盗難のおそれがあるプラスチック製の身分証明書を、スマートフォンにダウンロードして使うモバイル身分証明証（デジタルID）へ移行すること等が示され、2021年1月からは「モバイル公務員証」が導入された。
- 今後、2021年末目途にモバイル自動車運転免許証が試験導入される予定である。

個人認証に利用されるID

2. 諸外国における共通番号制度

2.13. 台湾



Republic of China (Taiwan)

- 台湾では、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（国民身分証統一番号）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証にあたっては、ICカード（自然人証明書）に格納された電子証明書が利用されているが、今後、従来の身分証明書である「中華民国国民身分証」と統合した数位身分識別証（New eID）を導入予定である。

分基 類本

- C 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（国民身分証統一番号）を用いて手続を行っている。
- 電子的な個人認証の手段としては、ICカード（自然人証明書）に格納された電子証明書が使われている。

情基 礎

- GDP（名目）：6,050億ドル
- 人口：約2,360万人

共通番号制度の概要

【共通番号制度とその背景】

- 日本の統治下にあった第二次世界大戦終結までに、戸籍管理のために中華民国国民身分証の発行自体は行っていたが、1969年に発行をコンピュータ作業に切り替えた際に、出生時に付番を行う現在の国民身分証統一番号が導入された。
- なお、運転免許証番号や健康保険証番号等は国民身分証統一番号と同一の番号となっている。

<国民身分証統一番号>

- 戸籍法に基づき、中央管轄当局により出生時に付番されている。
- 納税や補助金の申請、コロナ禍におけるマスク購入管理等の行政分野だけでなく、金融取引等の民間分野でも利用されている。

個人認証に 利用されるID

【自然人証明書】

- 2001年に公布された電子署名法に基づき、電子政府施策の一環として2003年に導入されたICカードである。18歳以上で中華民国国民身分証を所持している者を対象として、市民の申請に基づいて発行される。
- 行政分野及び民間分野で利用することができ、医療の受診記録や戸籍謄本の写しの申請、税務申告等、税・社会保障領域で利用可能である。また、民間分野では、オンライン口座の開設やクレジットカードの発行申請等に利用可能である。
- 自然人証明書の発行者に対して、定期的に粗品を配布する等、普及推進に努めてきたが、2021年8月時点における累積発行数は、約818万件にとどまっており、41.1%程度の普及率となっている。普及が進まない要因としては、物理ICカードであることから、持ち運びが不便である点や、利用に当たってカードリーダーが必要となる点が指摘されている。

IDカード・ Webサイトサービス

【IDカード】

- 身分証明書として、中華民国国民身分証があり、満14歳の中華民国国籍を有する者に対して発行される。
- 携帯することが義務付けられており、納税や金融取引、車両の購入等で利用される。



【Webサイトサービス】

- 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、2001年に構築された我的E政府がある。市民に対する要望調査や、ワークショップを通じて、市民からの意見を収集して2020年にサイトをリニューアルした。
- 電子戸籍謄本の取得や、国民年金の年次支払証明書の発行申請等、様々なオンラインサービスを市民のライフステージに沿って、検索・利用できる。



情報連携の 仕組み

- 2002年に発表された「チャレンジ2008年」では、「e-Taiwanプログラム」が提唱された。この中で、全ての政府機関をオンラインネットワークで接続し、電子政府実現に向けたインターネット基盤を整備することを目指すこととされたことを背景に、2004年より稼働しているのが、政府サービスプラットフォームである。
- 政府サービスプラットフォームは、Webサービスとして提供されており、国民身分証統一番号をキーとした情報はXML形式で連携される。
- この仕組みは行政機関だけでなく、金融機関や大学等の民間機関も利用することができる。

個人情報保護等 に関する概況

【個人情報保護法】

- 1995年に採択されたEU個人データ保護指令等を参考に、前身である「コンピュータ処理個人情報保護法」を改正する形で、2010年に公布。
- 改正された個人情報保護法における保護の対象は、「全ての自然人、法人その他の団体」としており、個人情報の媒体（電子・紙）を問わず適用される。なお、個人情報の収集・処理・利用に当たっては、個人情報を保有する者から同意を得ることが原則となっている。

今後の制度 変更の見通し

- 従来の身分証明書である「中華民国国民身分証」と、電子的な個人認証に用いられるICカードである「自然人証明書」を統合した、「数位身分識別証（New eID）」の導入を予定。
- また、エストニアの情報連携プラットフォームを参考にした「T-Road」の構築を計画しており、政府サービスプラットフォームにおける情報連携サービスは、T-Roadに移行することを予定。



2.14. EU

- EUでは、EU加盟国がそれぞれ導入している個人認証の仕組みの相互運用を目指して、eIDAS規則を定め、加盟国によるeIDの導入を促進している。
- また、eIDカードの標準化に向けて、2019年には、EU2019/1157規則を採択し、加盟国が自国民に発行した身分証明書等についての仕様やセキュリティ標準等を定めており、加盟国は2021年8月2日までに、これらの標準化等に対応することが求められている。

分類

- 個人認証の仕組みや認証レベル等に関する統一的な規則を設けることで、EU加盟国がそれぞれ導入している個人認証の仕組みを加盟国間で相互運用可能としている。

情報

- 設立：1993年
- 加盟国：27か国
- 総人口：4億4,732万人
- イギリスは2016年に国民投票により離脱を決定し、2020年1月に離脱。

制度の概要

- EU加盟国の中で統一的な共通番号制度が導入されているわけではない。
- 加盟国がそれぞれに導入している個人認証の仕組みの相互運用を通じて、EU加盟国の国民が、他国の公共サービス等の利用にあたって、自国で発行されたeIDを用いた個人認証を利用することを可能としている。

利用されるID

- 【eID】**
- eIDAS規則に基づき、EU加盟国において個人認証に利用されているデジタルID。
 - EUは、域内においてデジタル単一市場を形成し、電子署名の利用促進を図るため、1999年に「電子署名指令」を採択したが、この指令を受けた各国の規定内容には差異があり、また、電子署名に法的効果を認めるのみではオンライン環境における認証が不十分となる場面もある等、課題があったことから、2014年にeIDAS規則が定められた。
 - eIDAS規則は、加盟国間で共通の付番体系を持つ識別番号を持つことを定めるものではなく、各加盟国が発行したデジタルID (eID) について域内での相互運用を可能とし、個人認証の保証レベル (low, substantial, high) を定めたものである。
 - 2022年1月時点において、27か国のEU加盟国のうち19か国が、eIDAS規則に基づくeIDを導入済み、又は導入準備中である。

Webサイトサービス

【IDカード】

- 加盟国間で統一的な共通番号制度が導入されているわけではなく、加盟国は、それぞれ共通番号制度を導入している。
- 同様に、共通番号制度と連携するIDカード (eIDカード等) も加盟国ごとに発行されている。
- 2004年に、各国の身分証を用いて、EU加盟国間の自由な出入国を可能とすることを目指して、2004/38/EC指令を採択したが、国ごとに認証レベルが異なっていたことから、認証レベルの強化及び標準化を目指し、2019年にEU2019/1157規則を採択した。加盟国は、2021年8月2日までに、標準化等に対応することが求められている。

【Webサイトサービス】

- 加盟国共通のポータルサイトとしては、「Your Europe」が整備されている。加盟国の各公用語に対応しており、他の加盟国へ旅行する際等における、加盟国各国の行政窓口情報や規則の情報等をまとめている。



情報連携

- 加盟国で統一的な共通番号制度をもたないEUでは、統一的な情報連携の仕組みは整備されていない。

個人情報保護等に関する概況

【欧州連合基本権憲章】

- プライバシーの保護や個人情報保護を基本的な権利のひとつとして定め、EU域内におけるプライバシー保護・個人情報保護の考え方の前提となっている。

【一般データ保護規則 (GDPR)】

- データ保護のための国内法の整備を促進するため、1995年にデータ保護指令が採択されたが、各加盟国の個人情報保護に関する法令規定の内容には差異があったため、EU域内において統一したデータ保護制度を導入し、デジタル時代における個人データの保護強化を図るため、個人情報保護の加盟国内統一規則として、2016年4月に制定。
- EEA域内で取得した個人データについて処理し、EEA域外に「移転」するために満たすべき法的要件等を規定している。

今後の制度変更の見通し

- 2021年6月に、「欧州デジタルアイデンティティのためのフレームワーク設立に関して規則 (No 910/2014) を修正する規則案」が公表され、デジタルウォレットと呼ばれるモバイルアプリでの個人認証や、電子書類の共有を可能とすることを目指している。
- 今後は、2022年6月までにID属性の提供と交換、ウォレットアプリの機能とセキュリティ、信頼性に係る技術アーキテクチャ、ガイドライン、基準等の整備する想定である。

3. 諸外国の共通番号制度の比較

3.1. 制度の背景等

【凡例】 ★：共通番号制度等の導入
 ★：個人情報保護に関する法律制定・改正
 ★：その他出来事

- 共通番号が幅広い範囲で利用されている国（主に基本分類：C）は、デンマークやスウェーデン、シンガポール、アメリカ、韓国、台湾等のように、コンピュータが台頭する1960年代までに共通番号制度を導入して利用範囲の拡大を進めた国や、エストニアのように、2000年代に入ってから、デジタル技術の活用を前提として共通番号制度を導入した国が多い。一方で、行政分野を跨ぐ共通番号が無い国（基本分類：A）では、ドイツやフランスのように、1970-1980年代に、共通番号の導入や分野別番号の利用範囲の拡大を検討したものの、プライバシー侵害に対する不安や司法判決等を踏まえて導入しなかった国が多い。
- 近年（2000年代-2010年代）は、デジタル技術の普及やそれに伴うプライバシー概念の変質等は国際的に共通した潮流であり、個人情報保護法の制定・改正やデジタルガバメント（ユーザ中心、ワンズオンリー等）の取組も共通的に推進されているものと捉えることができる。つまり、諸外国における共通番号制度は、その導入時期や検討経緯等によりそれぞれ異なっていたが、近年、各国が共通的にデジタルガバメントの実現を目指す中で、諸外国の共通番号制度も特に行政分野内での利用に関して、個人情報保護に配慮しつつ、共通番号の利用推進を図るとい同様の方向を目指しているのではないかと考えられる。

国名	分類	EU加盟	~1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020
			第一次世界大戦 (1914-1918) ★世界恐慌 (1929)	第二次世界大戦 (1939-1945)	高度経済成長期 (1954-1973)	コンピュータの台頭	ネットの台頭	スマートフォンの台頭 (iPhoneの台頭は2007年)	★データ保護指令 (1995)	★GDPR施行(2018)			
日本	B	-											
オーストラリア	A	-	★豪州連邦の誕生(1901)				移民政策による開国	Australia Cardの検討 (1985-1986)	★納税者番号付番開始(1989) ★プライバシー法制定(1988)				★個人ヘルスケア識別番号付番開始(2010)
ドイツ	A	○		ナチス・ドイツ (1933-1945)				番号導入提議、違憲判決 ★連邦データ保護法制定 (1977)		★税務識別番号、医療被保険者番号付番開始 (2003) ★連邦データ保護法改正(2001)			
フランス	A	○			★社会保障番号付番開始 (1941) 情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律制定(1978) ★			SAFARI計画 (1972~)		デジタル共和国構想、電子政府計画 (2002-2007) ★情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律改正(2004)			★デジタル共和国法公布 (2015)
イギリス	B	-	国民保険法制定 (1911)			★国民保険番号付番開始 (1948) ★Willcock v.Huckle事件(1951年) ※1953年：国民登録法廃止		データ保護法制定(1984)★		国民ID導入の検討(テロ防止) ★データ保護法新規制定(1998)			★GOV.UK.Verify導入 (2016) データ保護法改正 (2018) ★
インド	B	-			★英国領より独立 (1947)								★Aadhaar付番開始(2010) ★Aadhaar法制定(2016)★ ★Aadhaar法改正 (2019)
オーストリア	B	○			ナチス・ドイツによるオーストリア併合(1938-1945) ★連合国の国家条約締結、独立回復 (1955)					★CRR番号付番開始 (2002) ★データ保護法制定(2000)			★データ保護法改正(2017)
シンガポール	C	-			★国民登録番号付番開始 (1948) ★マレーシアより分離、独立 (1965年)								★個人情報保護法制定(2013)
エストニア	C	○						独立回復 (1991年) ★		★国民番号付番開始(2000) ★個人データ保護法制定(2007)	★Mobile-ID利用開始(2007) ★Smart-ID利用開始(2016)		★個人データ保護法改正 (2019)
スウェーデン	C	○			★個人識別番号付番開始 (1947)		★コンピュータでの管理開始 (1966)	★情報保護法制定(1973)		★BankID利用開始(2003) ★個人情報保護法制定(1998)			
デンマーク	C	○			ドイツによる占領 (1939-1945) ★国民登録制度開始(1924)			★CPR番号導入 (1968)		★DanID利用開始(2003) ★個人情報保護法制定(2000)		★NemID利用開始(2010)	★データ保護法制定(2018)
アメリカ	C	-			ニューディール政策 (1933-1940) ★社会保障番号付番開始 (1936)		地方自治体が保持する情報の需要拡大			★社会保障番号機密法制定(2000)			
韓国	C	-			日韓併合 (1910-1945) ★大韓民国として独立(1948)		朝鮮戦争 (1950-1953) ★住民登録番号 悉皆的に付番開始(1968) ※一部は1962年から付番			★I-PIN利用開始 (2006) 不正事例顕発 (2011-2014)			★個人情報保護法改正(2014)
台湾	C	-			★中華人民共和国成立(1949)		★国民身分証統一番号導入 (1969)			e-Taiwanプログラム (2002-2007) ★コンピュータ処理個人情報保護法公布 (1995)			★個人情報保護法公布(2010)

3. 諸外国の共通番号制度の比較

3.2. 共通番号の利用範囲 - 「識別」としての利用範囲※ -

- 行政事務等において個人を識別するものとして共通番号が利用されている国（基本分類：B、C）では、特に、行政分野において、税・社会保障以外では統計事務で、民間分野においては、金融・保険関係の事務で利用されているケースが多い。

		イギリス	インド	オーストリア	シンガポール	エストニア	スウェーデン	デンマーク	アメリカ	韓国	台湾	日本	
		国民保険番号	Aadhaar番号	CRR番号 (ssPIN)	国民登録番号	国民番号	個人識別番号	CPR番号	社会保障番号	住民登録番号	国民身分証統一番号	マイナンバー (機関別符号)	
行政	税	(○)	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉・医療	(○)	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	雇用	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
	建築・建設 (例：建築許可申請)	-	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	
	選挙・投票	(○)	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	
	安全保障・司法	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
	教育 (例：奨学金申請)	(○)	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
	公的統計	-	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	
	【参考】国家資格関係事務	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	
	【参考】自動車関係事務 (例) 免許証更新、車両登録	-	-	○	○	-	○	-	○	○	○	-	
【参考】特許事務	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-		
民間	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	33.電気業			○	○	-	○	-	-	-		
	G.情報通信業	37.通信業			-	-	○	○	-	-	-		
	I. 卸売業、小売業	-			-	-	-	-	○	-	-		
	J. 金融業、保険業	62. 銀行業				○	○	○	○	○	○	○	
		64.貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関				○	-	○	○	○	○	-	
		67.保険業				○	○	○	○	○	○	-	
	O.教育、学習支援業	81.学校教育				○	-	-	-	○	○	○	
P. 医療、福祉	83. 医療業				○	○	-	-	○	-	-		

3. 諸外国の共通番号制度の比較

3.2. 共通番号の利用範囲 - 共通番号を使った情報連携に関する法規定 -

- 共通番号を使った情報連携が可能な機関や事務等について明示的に規定されているか否かは、おおよそ、各国の法系統によると考えられる。つまり、英米法系の国では情報連携が可能な機関や事務等について明示的に規定されていない一方で、大陸法系の国及びその影響を受けている国では情報連携が可能な機関や事務等が規定されている。

比較観点	項目	英米法系 (Common Law)			大陸法系 (Civil Law)			東アジア法系
		イギリス法群		アメリカ法群	ドイツ法群		北欧法群	-
		イギリス	シンガポール	アメリカ	ドイツ	オーストリア	デンマーク	韓国
利用範囲	利用者	規定なし	規定なし	規定あり (法律相当) 社会保障法第205条で、「いずれの州でも利用できる」旨、規定。	規定あり (法律相当) 税務識別番号に関しては、 財政法 (法律相当) 第139条で、「税務当局が処理可能である」旨、規定。	規定あり (法律相当) 電子政府法第6条第5項で、「Source-PINはデータ保護委員会のみが用いる」旨、規定。	規定なし	規定なし
	利用事務	規定あり (法律相当) データ保護法第87条で、「統計処理や公益の実現に向けた保存等、目的に沿って収集・処理する必要がある」旨、規定。	規定あり (ガイドライン) ガイドライン上、「法律で義務付けられている場合、又は身元を高い精度で検証する必要がある場合に収集・利用可能」旨、規定。	規定あり (法律相当) 社会保障法第205条で、「税・公的扶助・運転免許・自動車登録に係るあらゆる手続で利用可能」と規定。	規定あり (法律相当) 税務識別番号に関しては、 財政法第139条で、「業務上、必要な場合、または法規定で許可・命令されている場合、可能」である旨、規定。	規定あり (法律相当) 電子政府法第6条第5項で、「Source-PINはssPINの生成のためにのみ使用される場合がある」旨、規定。	規定あり (法律相当) 個人情報保護法第11条で、「法令で許可され、かつ同意を取得している場合に利用可能」と規定。	規定あり (法律相当) 個人情報保護法第24条の2で、「法令で許可された場合や、生命・身体・財産の利益のために明らかに必要と認められる場合のみ可能」と規定。
情報連携	情報照会者		規定なし ※公共セクター (ガバナス) 法 (法律相当) 第6条で、「指示で許可されている範囲内で情報連携可能」な旨が規定されているのみ。	規定なし ※プライバシー法 (法律相当) 第552条(b)で、「法執行や統計業務等、一定の理由がある場合、または個人の書面による同意がある場合、可能」な旨が規定されているのみ。		規定あり (省令相当) 電子政府セクター範囲設定規制第3条で、26分野を列挙。	規定なし ※公共部門情報の再利用に関する法律 (法律相当) 第4条で、「その他法律で制限がない限り、文書及び収集したデータを再利用することが可能」な旨が規定されているのみ。	規定あり (法律相当) 電子政府法第36条で、「行政機関が保有する情報を利用できる機関として、行政機関に加えて銀行、及び大統領令で定める法人・団体において共同利用可能である」旨、規定。
	事務					規定あり (省令相当) 電子政府セクター範囲設定規制第3条で、情報連携可能な事務を例示。		-
	情報提供者					-		-
	個人情報					-		規定あり (法律相当) 電子政府法第38条で、「①市民からの申請処理に必要な情報、②統計情報等、③法令で定める行政機関の業務遂行に必要な情報」が該当する旨、規定。

3. 諸外国の共通番号制度の比較

3.2. 共通番号の利用範囲 - 「認証」としての利用範囲※ -

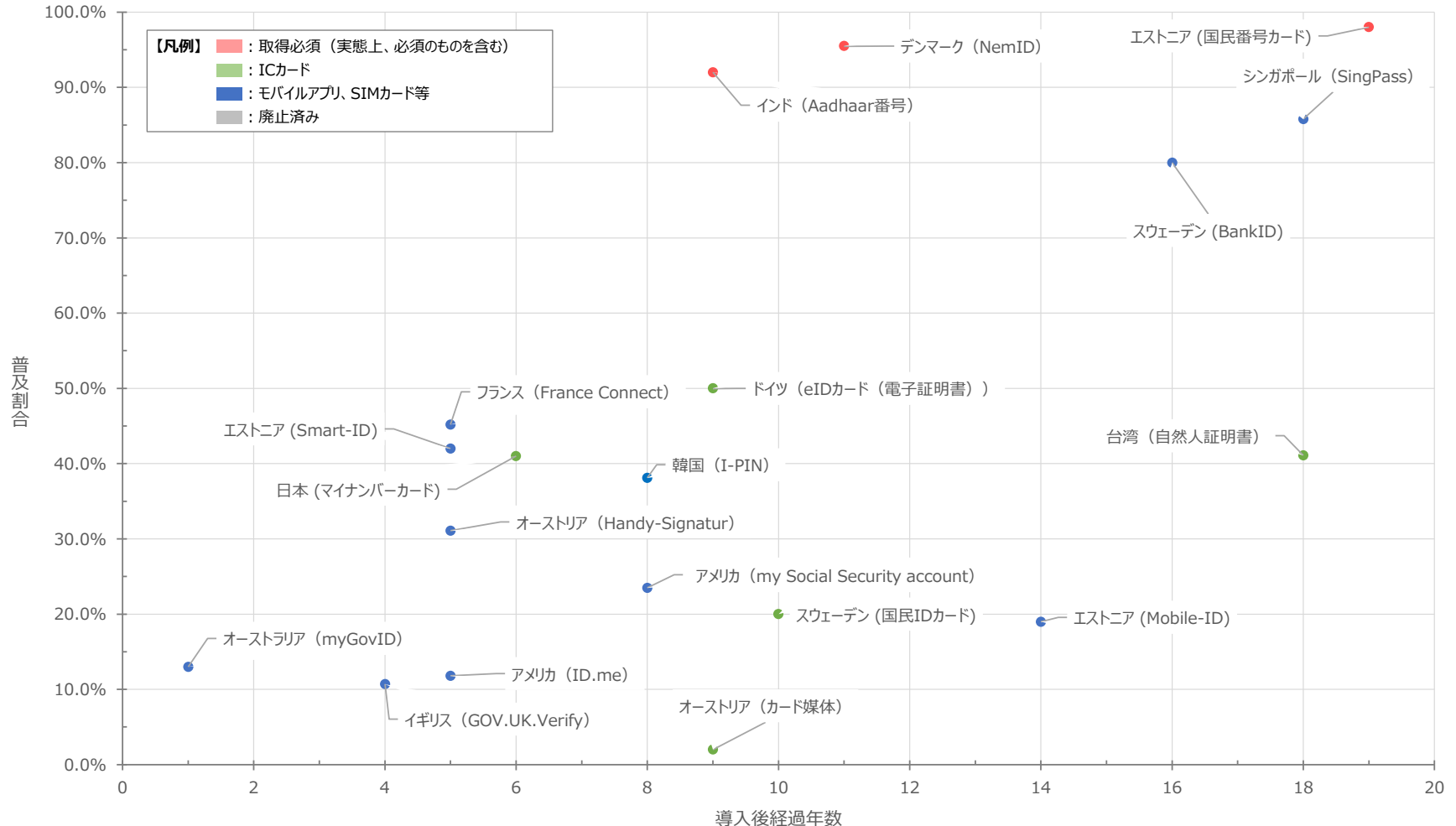
- インドにおけるAadhaar認証（Aadhaar番号の入力が必要）等を除き、共通番号（又は分野別の番号）自体を本人確認に利用しているケースは稀である。
- 電子的な個人認証のツールは、IDカードやモバイルアプリが主であったが、何れの手段でも、電子証明書に共通番号が格納されている等、認証に利用されるIDと共通番号が紐づいている例が多かった。マイナンバーカード（IDカード）に格納されている電子証明書の利用にあたってマイナンバー（共通番号）が利用されないことがないという点で、日本の公的個人認証は諸外国に比較して特殊であると考えられる。
- 諸外国における共通番号制度と連携した個人認証は、国民にとって身近で、利便性が感じられるような行政手続における電子申請等に利用されているケースが多く、例えば、税や社会保障の分野に加え、奨学金（教育ローン）の申請を含む教育分野、運転免許の申請や車両登録、警察への届け出等が共通して利用されている分野と考えられる。民間分野では、銀行における口座開設やローン申請等、比較的厳密な本人確認が求められる手続で利用されているケースが多かった。

		オーストラリア	ドイツ	フランス	イギリス	インド	オーストリア	シンガポール	エストニア	スウェーデン	デンマーク	アメリカ	韓国	台湾	日本	
		myGovID	eID	France Connect	GOV.UK. Verify	Aadhaar 認証	Handy-Signatur	SingPass	国民番号カード	BankID	Nem ID	ID.me	I-PIN	自然人証明書	マイナンバーカード	
行政	税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	
	福祉・医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	
	雇用	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	
	建築・建設（例：建築許可申請）	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	
	選挙・投票	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
	安全保障・司法	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	
	教育（例：奨学金申請）	○	○	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	
	公的統計	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
	【参考】国家資格関係事務	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-
	【参考】自動車関係事務（例）免許証更新、車両登録	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-
【参考】特許事務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
民間	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	33.電気業	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
	G. 情報通信業	37.通信業	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
	I. 卸売業、小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	
	J. 金融業、保険業	62. 銀行業	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○
		64. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○
		67. 保険業	○	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○
	O. 教育、学習支援業	81. 学校教育	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	
P. 医療、福祉	83. 医療業	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○		

3. 諸外国の共通番号制度の比較

3.2. 共通番号の利用範囲 - 認証に利用されるID※の普及率 -

- 取得が任意とされているIDのうち、導入後経過年数15年以上の群では、物理的な制約を無くした国が普及率が高い傾向がある。台湾では、認証にあたってカードリーダーが必要となる点が課題として指摘されており、今後、従来の身分証と個人認証用カードを統合して新たな身分証を導入するとともにモバイルアプリによる生体認証での本人確認を可能とする等、利用者の利便性を向上するための政策に取り組んでいる。
- 導入後経過年数8年から10年程の群では、取得が必須とされている国を除いて、ドイツ（eIDカード）が最も高い普及率となっている。ドイツでは、他国に比較しても、2019年のEU2019/1157規則に先立ってカードへの格納情報を充実させる（電子署名・電子認証・生体認証）等、利便性向上の取組を行ってきたが、普及率50%にとどまっている。このような状況を踏まえると、導入後5年で約40%に至っている日本は、諸外国と比べて、決して普及が遅れているとはいえないと考えられる。



※ 調査対象国（EU除く）において、認証として利用されているID。各国の普及率算出式、時点についてはAppendixを参照。

3. 諸外国の共通番号制度の比較

3.3. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する取組における利活用

【凡例】 ○：利用実態や審査が存在する、又は申請手続が必要である
 -：利用実態や審査が存在しない、又は申請手続が不要である
 NA：調査において情報が収集できなかった事項

- 共通番号等を利活用した取組としては、経済的な支援を目的とした給付金等支給が多く、オーストラリア、イギリス、シンガポールでは、給付金等の申請サイトへのログイン等、申請者の本人確認のために共通番号と連携するIDを利用した。インド、スウェーデン、デンマーク、アメリカでは、給付金の支給にあたって、共通番号に紐づけられている口座情報を利用して。特に、アメリカやインドでは、給付金等の支給に当たり申請を必要としない方法も採用したことにより、政策決定から振込完了までのリードタイム短縮や対応コストの削減等を実現している。
- 一方で、認証IDを用いた申請ができなかったことに起因して、ドイツでは1万件以上の詐欺が発生する等、問題が顕在化した例もある。

取組内容			オーストラリア	ドイツ	イギリス	インド	オーストリア	シンガポール	スウェーデン	デンマーク	アメリカ	
給付金の支給	給付策の詳細	概要	災害給付 <ul style="list-style-type: none"> 要件：17歳以上で、他の支援を受けておらず、収入がない者 給付額：働けなかった労働時間に合わせ、数百ドル程度を給付 方式：口座振込 	従業員の給与補填 <ul style="list-style-type: none"> 労働者が10%以上の賃金減少があった場合、労働時間減少による給与減少分の一部（60%。子どもいる場合は67%）を補填 	ユニバーサルクレジット <ul style="list-style-type: none"> 住宅手当や所得補助等の救済措置の総称。 要件：18歳（※16・17歳は例外有）以上の低所得者又は失業中である者 方式：口座振込 	個人向け給付金 <ul style="list-style-type: none"> 2020-21の会計年度において、約4億7,000万人に対して、合計約1兆4,000億ルピーほどを現金給付 方式：口座振込 	個人事業主向け給付金 <ul style="list-style-type: none"> 要件：パンデミック発生前と比べて、30%減少している者 給付額：600ユーロから1,100ユーロ 	失業手当 <ul style="list-style-type: none"> 要件：21歳以上で、失業等の前の総世帯収入が\$7,800以下、又は一人当たりの収入が\$2,600以下 給付額：毎月\$700を最長3か月間 方式：口座振込 	短期労働手当 <ul style="list-style-type: none"> 給付額：雇用している社員が従来受領していた給料の80%（最大）を支給 方式：ローン申請時の銀行口座へ振込 	企業・個人事業主に対する補填 <ul style="list-style-type: none"> 電子私書箱であるデジタルポストから連絡を受領後、ポータルサイトから申請を行うことによって、一気通貫で完結 方式：口座振込 	個人向け給付金 <ul style="list-style-type: none"> 給付額：大人一人に最大1,200ドル、子供一人に500ドル 方式：銀行振込、又は小切手の発行 	
		申請要否	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-
		審査有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民IDの利用	利用用途詳細	利用有無	○	-	○	○	-	○	○	○	○	
		利用用途詳細	<ul style="list-style-type: none"> 給付に向けた申請サイトへのログイン（本人確認処理）で利用 審査に必要な所得情報（働けなかった日数）や、口座情報は申請者にて入力 	-	<ul style="list-style-type: none"> 申請サイトへのログインに（特例的に）利用 審査に必要な所得情報（働けなかった日数）や、口座情報は申請者にて入力 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者をAadhaar番号にて抽出し、Aadhaar番号を用いて対象者の口座情報を取得した 	-	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続における本人確認のために利用 振込に向けた口座情報や、所得喪失を証明する情報（解雇通知書等）は別途提出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 給付に向けた申請サイトへのログイン（本人確認処理）で利用 NemIDに紐づく口座情報を取得 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる国民の電子私書箱に対して制度周知 NemIDに紐づく口座情報を取得 	<ul style="list-style-type: none"> 当該制度は歳入庁（IRS）が主導していたことから、保有する確定申告の情報をもとに審査を実施 対象者の口座情報を社会保障番号をもとに取得した 	
国民IDの利用による効果	給付完了までのリードタイム	NA	-	<ul style="list-style-type: none"> 通常5週間程度かかる支払いまでのリードタイムを短縮した 	NA	-	<ul style="list-style-type: none"> 申請完了から2週間程度で入金 	NA	NA	<ul style="list-style-type: none"> 申請完了から3日程度での振込完了 	<ul style="list-style-type: none"> 政府が支援を発表後、3週間程度で給付を完了 	
	コスト削減	NA	-	NA	<ul style="list-style-type: none"> 4,500億ルピー程度のコスト削減 	-	NA	NA	NA	NA	NA	
その他取組		ワクチン証明書・パスポート	-	ワクチン証明書・パスポート、ワクチン・検査予約、接触追跡	ワクチン・検査予約、ワクチン証明書・パスポート、接触追跡	ワクチン証明書・パスポート	ワクチン証明書・パスポート、ワクチン・検査予約、接触追跡	ワクチン証明書・パスポート、ワクチン・検査予約、研究開発	ワクチン証明書・パスポート、ワクチン・検査予約、接触追跡	ワクチン証明書・パスポート	ワクチン証明書・パスポート	
COVID-19の影響		NA	デジタルIDを用いた給付金申請ができず、適切な本人確認ができなかったことに起因して、1万件以上の規模で詐欺が発生。	NA	Aadhaar認証の利用が約2倍に増加。	アクティブ化された市民カード機能を有したカード、及びモバイルアプリ（Handy-Signatur）を保有しているユーザが、2020年初頭から約2倍増加（約140万人から約260万人程度）	NA	高齢者におけるデジタルID（主BankID）の利用率が増加。（61歳～70歳：5%、71歳～80歳：7%それぞれ増加）	NA	アリゾナやカリフォルニア州における失業支援では、デジタルIDが活用されなかったことで、円滑に業務が推進されなかったことが報告されている。		

Appendix

(参考) 共通番号制度のモデル※

	セバレートモデル	フラットモデル	セクトラルモデル
形態	<p>国民</p> <p>行政分野A 分野別番号_A</p> <p>行政分野B 分野別番号_B</p> <p>行政分野C 分野別番号_C</p>	<p>国民</p> <p>行政分野A 共通番号</p> <p>行政分野B 共通番号</p> <p>行政分野C 共通番号</p> <p>バックオフィス連携</p>	<p>国民</p> <p>行政分野A 番号_A</p> <p>行政分野B 番号_B</p> <p>行政分野C 番号_C</p> <p>番号変換</p> <p>バックオフィス連携</p>
該当国例	✓ ドイツ、フランス等	✓ シンガポール、アメリカ、韓国等	✓ オーストリア等
特徴・長所	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関で用いる識別番号に関連性がないため、情報漏えい時のリスクが相対的に低い 	<ul style="list-style-type: none"> 行政分野を跨いだ情報連携が容易 行政事務の効率化や、国民の利便性向上を図りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 番号変換等により行政分野を跨いだ情報連携が可能 特定の機関から情報が漏えいした場合でも、芋づる式に情報漏えいするリスクが低い
問題点・短所	<ul style="list-style-type: none"> 行政分野ごとに番号、及び関連するカード等を管理する必要がある 行政分野を跨いで個人を特定することが容易でない 	<ul style="list-style-type: none"> 不正利用時等において、分野を跨いだ個人情報の漏えいリスクが高い 	<ul style="list-style-type: none"> セクター定義のための全体最適化計画、システム構築等が必要

(参考) 調査対象国の法体系

- 共通番号を使った情報連携について、諸外国ではどのように規定されているかを確認した。
- 調査対象国のうち特に法規定について確認する国は、比較法の観点からなるべく広い法系統について確認できるよう、イギリス、シンガポール、アメリカ、ドイツ、オーストリア、デンマーク、韓国とした。

項番	大分類	中分類	小分類	調査対象国との対応
1	西欧法	英米法系 (Common Law)	イギリス法群	イギリス (B)、シンガポール (C)
2			アメリカ法群	アメリカ (C)、オーストラリア (A)
3		大陸法系 (Civil Law)	ロマン法群	フランス (A)
4			ドイツ法群	ドイツ (A)、オーストリア※ (B)
5			北欧法群	デンマーク (C)、スウェーデン (C)、エストニア (C) ※
6	非西欧法	イスラム法系	-	
7		インド法系	インド (B)	
8		東アジア法系	日本 (B)、韓国 (C)、台湾 (C)	

【大分類の考え方】

- ✓ 主には、法文化的観点での分類となっている。
- ✓ 法文化とは、「法システム、その他様々な物事に対して社会で持たれている態度・価値・意見」のことをいう。
- ✓ 例えば、西欧においては歴史的に闘争を通して権利を獲得してきた背景があることから、「法や権利は自然に発生するものではない」という価値観が形成されている。

【西欧法の分類の考え方】

- ✓ 西欧法の分類は、主に法技術的観点での分類となっている。
 - 英米法系：法規範は「先例の中にある」ものとして極めて具体的である点に特色を有する。**判例法主義的。**
 - 大陸法系：「ローマ法」研究を基礎として発達・体系化された法律群。「抽象性」を特色として有しており、同種の事実関係に適用可能となっている。**制定法主義的。**
- ✓ しかしながら、近年では両方それぞれで批判が生じており、制定法主義/判例法主義の区分は見えづらくなってきている。

※ 五十嵐 清『比較法ハンドブック 第3版』に基づき弊社作成。オーストリア・エストニアに関しては、出典元にて明示的に言及されていない。オーストリアは、歴史的にドイツ法の影響を受けていることから「ドイツ法群」に、エストニアは地理的に北欧に所属することから「北欧法群」に該当するものとしている。

(参考) 認証に利用されるIDの普及率算出式・時点 (1/2)

認証としての利用	区分	オーストラリア		ドイツ		フランス		イギリス		インド		オーストリア		(参考) 日本	
		ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称
利用範囲	行政・民間			ICカード	eIDカード			-	GOV.UK. Verify【将来】	-	Aadhaar 認証	モバイルアプリ	Handy-Signatur	ICカード	マイナンバーカード
	複数の行政	モバイルアプリ	myGovID			-	France Connect【France Connect+に移行中】	-	GOV.UK. Verify						
前提情報	必須/任意	任意		任意 ※電子証明書機能が付与されたもの		任意		任意		任意 ※実態上は必須		任意		任意	
	制度開始年	2020年		2010年		2016年		2016年		2010年		2009年 (利用開始) 2016年 (モバイルアプリ)		2016年 (カード発行)	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：15歳以上 ✓ 有効期限：最終利用から2年間 ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：16歳以上 ✓ 有効期限：24歳未満6年間、24歳以上10年間 ✓ 手数料：24歳未満22.80€、24歳以上37€ 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：N/A ✓ 有効期限：N/A ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：N/A ✓ 有効期限：なし ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：制限なし ✓ 有効期限：なし ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：Handy-Signaturについては14歳以上 ✓ 有効期限：5年間 ✓ 手数料： ・カード：種類による ・モバイルアプリ 無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：無し (署名用電子証明書のみ15歳以上) ✓ 有効期限：5年 (カード本体は10年) ✓ 手数料：初回無料 	
普及率	-	13.0%		50.0%		45.2%		10.7%		92.0%		31.1%		41.0%	
	時点	2021年9月		2019年		2021年11月		2020年10月		2019年末		-		2022年1月1日	
	定義	15歳以上人口に対するmyGovID発行率		発行されているeIDカードのうち、電子個人認証機能がアクティブ化されている割合		全人口に対するFrance Connectを利用しているユーザーの割合		全人口に対するGOV.UK Verifyユーザーの割合		全人口に対するAadhaar番号の発行率		14歳以上人口に対する携帯電話/モバイルアプリ (Handy-Signatur) のユーザー割合		全人口に対するマイナンバーカードの交付割合	
	算出式	myGovID発行数約280万件 (2021年9月時点) / 15歳以上人口約2,150万人 (2020年6月時点)		-		利用者数約3,030万人 (2021年11月時点) / 全人口約6,710万人 (2020年1月時点)		アカウント取得件数約720万件 (2020年10月時点) / 全人口約6,710万人 (2020年時点)		登録者数約12億6,000万人 (2019年時点) / 全人口約13億7,000万人 (2019年時点)		Handy-Signaturの利用者数約200万人 (HP公表数値、時点不明) / 14歳以上人口約644万人 (2021年1月時点)		交付枚数約5,190万枚 (2022年1月1日時点) / 全人口1億2,700万人 (2021年1月1日時点)	
普及施策	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2021-2022年の予算案で、2億10万ドルをかけmyGovシステムの改善を目指す 		-		-		-		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得税の申告等の一部の行政手続で、Aadhaar番号の提出を義務化 		-			

(参考) 認証に利用されるIDの普及率算出式・時点 (2/2)

認証としての利用	区分	シンガポール		エストニア		スウェーデン		デンマーク		アメリカ		韓国		台湾	
		ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称	ツール	名称
利用範囲	行政・民間	モバイルアプリ	SingPass	ICカード、SIMカード、モバイルアプリ	国民番号カード、Mobile-ID、Smart-ID	ICカード、モバイルアプリ、USB	BankID	モバイルアプリ	NemID【MitIDに移行中】	-	my Social Security account	-	I-PIN		
	複数の行政													ICカード	自然人証明書
前提情報	必須/任意	任意		必須 ※ICカードのみ		任意		任意 ※実態上は必須		任意		任意		任意	
	制度開始年	2003年		国民番号カード：2002年 Mobile-ID：2007年 Smart-ID：2016年		ICカード：2005年 モバイルアプリ：2011年 USB：2003年		2010年		2013年		2006年		2003年	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：15歳以上 ✓ 有効期限：なし ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢： <ul style="list-style-type: none"> • 国民番号カード：15歳以上 • Mobile-ID：15歳以上 • Smart-ID：制限無 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：銀行による ✓ 有効期限：銀行・媒体による（アプリは3年、カードは5年間等） ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：15歳以上 ✓ 有効期限：3年間 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：18歳以上 ✓ 有効期限：N/A ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：年齢制限なし ※14歳未満は法定代理人の同意が必要 ✓ 有効期限：1年間 ✓ 手数料：無料 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得可能年齢：18歳以上 ✓ 有効期限：5年間 ✓ 手数料：250円（カード発行） 	
普及率	-	85.8%		国民番号カード：98.0% Mobile-ID：19.0% Smart-ID：42.0%		80.0%以上（全体）		95.5%		23.5%		38.1%		41.1%	
	時点	2021年3月		-		2019年末		-		2021年7月		2014年		2021年9月29日	
	定義	国民登録番号又は外国人登録番号を取得できる人口に対するSingPassアカウント取得率		それぞれの媒体の保有率（参照資料で数値のみ記載）		各媒体におけるBankID発行率（参照資料で数値のみ記載）		15歳以上人口に対するNemIDを所持している割合		18歳以上人口に対するmy Social Security accountの発行割合		全人口に対する公共I-PIN、民間I-PINの累積発行割合		18歳以上人口に対する自然人証明書発行率	
	算出式	SingPassユーザー数約400万人（2021年3月時点）/15歳以上人口約466万人（2021年末時点）※		-		-		NemIDユーザー数約470万人（HP公表数値、時点不明）/15歳以上人口約492万人（2021年10月1日時点）		my Social Security account発行数約6,000万件（2021年7月時点）/18歳以上人口約2億5,520万人（2019年7月時点）		（民間I-PIN発行件数約1,520万件（2014年時点）+公共I-PIN発行件数約410万件（2014年時点））/全人口約5,070万人（2014年時点）		累積発行数約818万件（2021年9月29日時点）/18歳以上人口約1,990万人（2021年8月時点）	
普及施策	具体例		-		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国税庁がBankIDを使った電子申告に対し、優遇税制措置を適用 		-		-		-		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不定期に発行者へのプレゼントキャンペーンを実施 		